

堺個審答申第103号
(答申第138号)
令和3年4月20日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 矢 口 智 春



答 申

令和3年4月14日付け堺感対第182号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	ワクチン接種記録システムについて
分 類	条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項第2号【センシティブ情報の電子計算機処理禁止 の原則の例外】
担 当 課	健康福祉局 健康部保健所 感染症対策課
審議方法	令和3年4月14日（第187回）

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が令和3年4月14日付けで堺市個人情報保護条例9条1項及び同条3項2号に基づき諮問した「ワクチン接種記録システム」については、新型コロナウイルスワクチン接種について、接種を正確かつ効率的に進めるために必要不可欠であると認めるので、留意事項に従って、個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に承認する。

2 留意事項

- (1) 「ワクチン接種記録システム」(以下「本件システム」という。)は、内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(以下「IT室」という。)が開発、運用及び保守を委託していることから、実施機関はIT室と連携を密にし、常時、本件システムのセキュリティ対策が正しく機能していることを確認すること。
- (2) 予診票は、ひとたび漏えい等が起これば計り知れない損害が予想されることから、厳格に取り扱い及び保管方法を定め、万全の保護措置を講じること。
- (3) 次の事項について、本件システムを用いる業務従事者に対して指導を徹底すること。
 - ア 本件システムで使用する端末機に関する情報セキュリティ手順を遵守させること。
 - イ 接種会場及び事務処理センターにおける個人情報の取り扱いについて、業務責任者を定めること。また、予診票等の個人情報を含む資料について、厳格に取り扱い方法を定め遵守させること。